

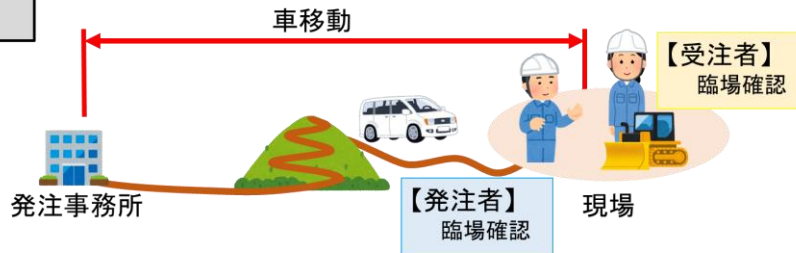
遠隔臨場とは

モバイル端末等によるビデオ通話（映像と音声の双方向通信）を用いた段階確認及び立会

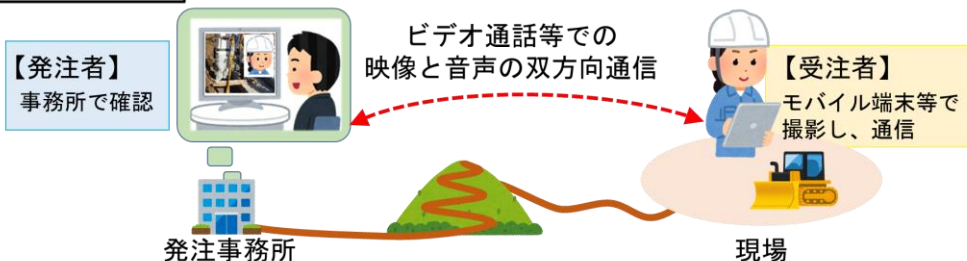
遠隔臨場の目的

公共工事の建設現場における受発注者の業務効率化

従来



遠隔臨場



遠隔臨場の導入で期待する効果

【受注者】
調整に要する時間の削減

【発注者】
移動時間の削減

対象工事

山口県土木建築部が発注する全ての工事のうち、受注者が希望する場合に実施できる。（金額や発注時の指定等の条件なし）

実施方法

①事前協議

適用・仕様・実施記録の方法について、監督職員と協議する

②施工計画書への記載

③遠隔立会の実施

受注者は、映像と音声の同時配信と双方向通信を行う
監督職員が必要な情報を得られた場合に、臨場に代えることができる

④実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われたことの実施記録を行う

遠隔臨場の実施記録の方法

- ・ 写真や動画等、いずれかの方法により実施状況を記録する
- ・ 主な実施記録の方法例は次のとおり（その他の方法も可）

実施記録の方法例①（通信履歴）

ビデオ通話アプリ（FaceTime、LINE等）の通信履歴が表示された画面をキャプチャ撮影する

※通信日の確認に必要な場合はexifデータ等も保存

（「FaceTime」は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。「LINE」は、LINE株式会社の商標または登録商標です。）



実施記録の方法例②（監督職員の映像を含む写真）

遠隔臨場が行われた確認として、1枚記録する

例1) 通信中の画面キャプチャ



例2) 通信中の端末を含む写真



●遠隔臨場の対象は、特定の確認項目等に限定するものではなく、工事毎に監督職員と事前協議して実施方法等を計画する

●次に掲げる確認項目等は遠隔臨場が活用しやすいと考えている

【注意】 下記の項目のみに遠隔臨場の適用を限定するものではない

- ・ 使用材料の確認
- ・ 出来形や寸法の確認
(高さ、幅、長さ、深さ、厚さ、数量等)
- ・ 外観状況の確認
- ・ 基準高の確認 ※映像で計測値等が確認可能な場合のみ
- ・ コンクリート圧縮強度試験